

改 正 後					
個⑥077-3 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】					
復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は 避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書					
(平成 年分)		氏 名			
復興産業集積区域若しくは復興居住区域又は避難解除区域の別		①	復興産業集積区域・復興居住区域・避難解除区域	復興産業集積区域・復興居住区域・避難解除区域	復興産業集積区域・復興居住区域・避難解除区域
事業の内容及び認定地方公共団体の名称又は避難等指示が解除された日		②			
資 産 区 分	種 類	③			
	構造、設備の種類又は区分	④			
	細 目	⑤			
	取 得 年 月 日	⑥	平 . . .	平 . . .	平 . . .
	事業の用に供した年月日	⑦	平 . . .	平 . . .	平 . . .
取得価額又は製作価額		⑧	円	円	円
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算					
本 年 分	取得価額の合計額 (⑧の合計)	⑨	円	差引本年税額基準額残額 (⑬-⑭)	⑰
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	⑩		前 年 繰 越 分	繰越税額控除限度超過額 (⑮の計)
	税額控除限度額 ($(⑨-⑩) \times \frac{15}{100} + ⑩ \times \frac{8}{100}$)	⑪			
	本年分の事業所得に係る所得税額	⑫		同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑰と⑱のうち少ない金額)	⑲
	本年税額基準額 ($⑫ \times \frac{20}{100}$)	⑬		所得税額超過構成額	⑳
	本年税額控除可能額 (⑪と⑬のうち少ない金額)	⑭		本年繰越税額控除額 (⑲-⑳)	㉑
	所得税額超過構成額	⑮		所得税額の特別控除額 (⑮+㉑)	㉒
	本年分の特別控除額 (⑭-⑮)	⑯			
翌 年 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算					
年 分	前年繰越額又は 本年税額控除限度額	本年控除可能額等	翌年繰越額 (㉒-㉓)		
	㉓	㉔	㉕		
平成 年分 (4年前の年分)	円	円	外 円		
平成 年分 (3年前の年分)					
平成 年分 (前々年分)					
平成 年分 (前年分)					
計		(⑲の金額)			
本 年 分	(⑭の金額)	(⑭の金額)	外		
合 計					
機 械 設 備 等 の 概 要					

改 正 前					
個⑥077-3 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】					
(新 設)					

改 正 後	改 正 前
<p>個⑥077-3 復興産業集積区域等において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">復興産業集積区域等において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除又は 避難解除区域において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 10 条の 2 第 3 項及び第 4 項に規定する復興産業集積区域等において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除又は同法第 10 条の 2 の 2 第 3 項又は第 4 項に規定する避難解除区域において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、復興産業集積区域等において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄は、適用を受ける規定に応じて、該当する区域を○で囲みます。</p> <p>(2) 「③」欄、「④」欄及び「⑤」欄には、震災特例法第 10 条の 2 第 1 項各号の第 5 欄に掲げる減価償却資産又は同法第 10 条の 2 の 2 第 1 項に掲げる特定機械装置等の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類、構造等を記載します。</p> <p>(3) 「⑧」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(4) 「⑫」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（措法 41 の 18）、認定 N P O 法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 3）、特定震災指定寄附金特別控除（震災特例法 8）、住宅耐震改修特別控除（措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別控除（措法 41 の 19 の 3）、認定長期優良住宅新築等特別控除（措法 41 の 19 の 4）、電子証明書等特別控除（措法 41 の 19 の 5）及び外国税額控除（所法 95）の規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(5) 「⑬」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑬」欄の B の金額を記載します。</p> <p>(6) 「⑭」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑭」欄の B の金額を記載します。</p> <p>(7) 「⑮」欄の外書には、措法第 10 条の 6 の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額 B」の各欄の金額を記載します。</p> <p>この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 震災特例法第 10 条の 2、震災特例法第 10 条の 2 の 2</p>	<p>個⑥077-3 復興産業集積区域等において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取付した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>